

まんすりー 全旅連情報

全国旅館生活衛生同業組合連合会 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-5
 全国旅館会館4階

2009.3 Vol. 170

発行日・平成21年3月1日(毎月1回発行)定価150円(税込み)／発行人・島村博幸
 ☎03(3263)4428©03(3263)9789 ・宿ネットhttp://www.yadonet.ne.jp/

理事会・旅政連支部長会議…1 事務担当者研修会…3 日本公庫予算説明…4 雇用関係助成金…5 観光庁…6 かんぽの宿問題…7 集客力強化へ…8 JKK・厚生部会…9 先端経営事例…10 関係省庁情報…11 「人に優しい…」…12

今月の主な内容

理事会・旅政連支部長会議

21年度事業計画(活動方針)案等承認…1

「受信料取りまとめ」説明会

都道府県組合事務担当者研修会…3



振興事業の貸付利率引き下げ

日本公庫が予算案等説明会開く…4



集客力強化で2企画導入へ

シルバースター部会常任委員会…8

「ビジネスモデル」でセミナー

5施設の先端経営事例の共通点…10
 コラム・経済センサス基礎調査
 改正省エネ法…11
 第11回「人に優しい…」努力賞…12

旅館業の生産性・収益力向上への施策を 平成21年度事業計画案・収支予算案を承認



平成20年度第2回理事会

「放送受信料取りまとめ」を確認

放送受信規約の中の“負担軽減”を強調

全旅連は2月4日、東京千代田区の砂防会館別館で平成20年度第2回理事会を開き、平成21年度の通常総会提出議案や役員選考基準案などを承認したほか、「NHK放送受信料とりまとめ」(集金事務)の実施について確認した。

冒頭、佐藤会長はNHK受信料問題に触れ、NHKが事業所の受信料契約の見直し(2契約目以降を半額程度とする)を打ち出したことに対する業界

としての要望や度重なる折衝などについて報告、その上で、BBC方式の要望は継続していくものの、NHKが申し出た受信料取りまとめ(組合員の受信料負担軽減が図られる)を暫定的に受け入れていくことになった経緯について説明し、理解と協力を求めた=写真。また、佐藤会長は「関係省庁との連携協調の推進に当たっては、全旅連、都道府県組合や支部が国



の支援施策や補助金等の制度の活用をもって攻めの経営に転じ、業界の活性化を目指していきたい」と前向きな取組み姿勢を示した。

◇平成21年度事業計画案=「組織の強化」「旅館ホテルの経営の健全化」「生活水準の向上」の3本柱を基本的な活動

目標に据え、事業計画ではさらにこれまでの課題を踏襲するほか、新たに地域活性化への取組みとして「農商工連携や地域資源の活用による新しい事業活動の推進」「地域の観光を中心とした街づくりの研究と先進事例の啓蒙」、また、組合員施設の経営の健全化への取



理事会で上程議案を審議した正副会長会議（1月19日）ではNHK問題やかんぽの宿問題なども討議された

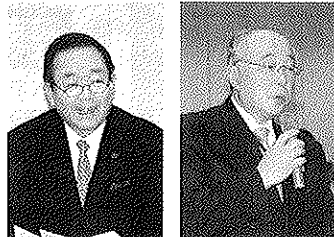
組みとして「旅館・ホテル業の基準となる経営数値の明確化」「旅館業の生産性・収益力向上のための新たな取組み（イノベーション）の研究」などを掲げた。

◇平成21年度会費賦課金案・収支予算案＝会費賦課金は平成19、20年度と同様に1組合員平均割（算出基礎となる組合員数は平成20年12月末日現在）とすることを収支予算案とともに承認。

このほか、平成21年度役員選考基準案、平成21年度理事会並びに通常総会開催日時・場所（6月15日、ゆふいん山水館＝大分県由布市湯布院町）、平成21年度全国大会の6月16日、ビーコンプラザ（別府コンベンションセンター＝大分県別府市山の手町）の開催を承認した。村木九州ブロック会長は「順調に準備は進んでいる。九州挙げてみなさんをお迎えしたい」、また、主催県となる大分県の上月理事長は「参加に当たってはみなさんのオリジナルな要望にもできる限り手を尽くし、実りのある大会にしていきたい」と述べ、多くの参加を呼びかけた。

「公平負担の環境を築きたい」

NHK受信料問題につ



全国大会への多くの参加を呼びかける村木九州ブロック会長（左）と上月大分県理事長



理事会にはNHKから小松敬一法人営業センター長が出席し、答弁を行った

いては、NHKから小松敬一法人営業センター長が出席し、質問等に答えた。

理事会では「全旅連は小規模施設が多く、今回の受信料体制は大きな負担となるため、特別な処置をお願いしたい」との要望が多く出されたが、NHK側は次の経営計画の中で、全体の受信料見直しとして、BBC方式をはじめこうした問題も検討していきたい」と述べた。

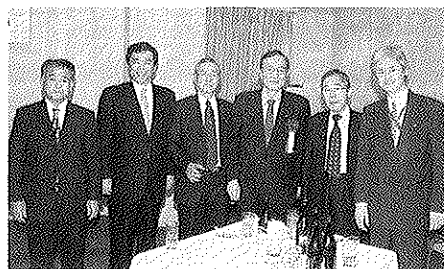
今回の「取りまとめ」は放送法における受信規約に基づくなかで、組合員の受信料負担の軽減を求めた結果の対応であることが強調された。

なお、取りまとめは強制的なものでないところか

平成21年度活動方針と予算案等を承認 かんぽの宿譲渡問題などを討議

旅政連 支部長会議

全国旅館政治連盟（佐藤信幸理事長）は2月4日、東京・千代田区の砂防会館別館で支部長会議を開き、平成20年度活動報告および収支決算報告、平成20年度監査報告、平成21年度活動方針案および予算案を承認した。



“全国の集い”で懇談する細田観議連会長

会議には細田博之・観光産業振興議員連盟会長も出席し、NHK問題などについて語った。また、会議ではかんぽの宿の譲渡問題も取り上げられ、旅政連として民営圧迫を強調すべきであるなどの意見が出され論議が交わされた＝7ページに関連記事。平成21年度活動方針は次の通り。

①NHK受信料については、少なくとも英国放送協会（BBC）と同額程度に引き下げるよう引き続き要望を行う。②公営宿泊施設の廃止に係る法制

化について議員立法による推進を図る。③旅館業に係わる諸税制を検討し、その税負担の軽減を図る。④国及び都道府県観光産業振興議員連盟に対し、宿泊産業の振興及び発展の施策を講ずるよう要望する。⑤JR宿泊施設の抑制の対策を図る。⑥交付金の還元により各都道府県政治活動の活性化を図る。⑦旅館政治連盟主催の「旅政連全国の集い」を開催する。⑧その時々を生ずる旅館業界の課題に対し、政治的支援等に対応する。

ら、契約率の高いところは今回の取りまとめへの参加が見込まれるが、契約率低いところは、支払額が今以上に大きくなることから、これまで通りNHKとの直接契約に及ぶものとみられている。しかし、ここで浮上してくる“公平負担”の問題に対しては、NHK側は「参加する

かしないかはそれぞれの事情によるものだが、参加しない事業者に対しては、NHKとしては営業努力を強めていき、受信料の適正化を目指していく方針だ。今後は“訴訟”も含めた体制づくりを3～4年の中で進めていき、公平負担の環境を築き上げていきたい」としている。

「受信料取りまとめ」でNHKが説明

「事前受付」から4月以降の「定例処理」まで

第12回「人に優しい…」への応募の呼びかけ要請

C→REX 端末機設置キャンペーンは3カ月間

全旅連は2月10日、平成20年度2度目となる都道府県組合事務担当者研修会として「NHK受信料取りまとめに関する説明会」を東京・砂防会館において開催した。

島村専務からの今回の業界団体取りまとめに至った経緯の説明のあとNHK営業局小松法人営業センター長が、昨年7月から公式、非公式を含め約30回にわたり宿泊5団体事務局との間で打ち合わせをしてようやく今回の運びとなったことを報告。また、同中島部長からは全体の流れについて、宮本副部長からは具体的な説明が行われた。

4月から受信料団体とりまとめを開始する場合の各組合で行う作業は、大きく3つに分けられる。まず、2-3月は、事前受付として参加申込書の取りまとめを実施。次に開始前の準備として、組合事務所へのパソコン等の導入、そして4月以降の定例処理に分けられる。

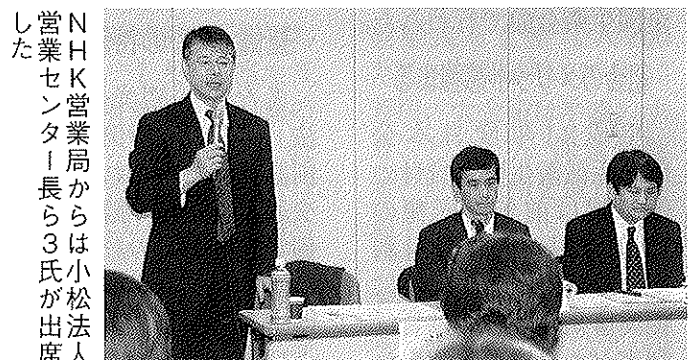
3月下旬に各組合に設置（リース契約）されるパソコンは受信契約収納管理専用のもので、NHKにて初期設定を行い、事務所に持ち込まれ、4月中旬以降に実際の作業が開始される。パソコンの設置及び操作方法等の説明については、NHK

各放送局営業部が対応するが、組合と連携を密にして円滑に立ち上がるよう軌道に乗せていきたいとした。

4月以降に行う定例処理は、4月開始の場合、4月下旬にNHKから組合に請求書が届き、これに基づき組合員に受信料支払依頼書を送付、組合で受信料を取りまとめた後、翌5月25日にNHKに一括支払する。なお、4月に請求書を発行するためには、事前の情報処理の時間も必要となるため、初回の申し込み締め切りは3月20日頃となり、この日に組合からNHKに送ったものまでが対象となる予定。なお、その後も引き続き申し込みは受け付けるが、これ以降の申し込みについては第2期(6月)以降の扱いになる見込み。

また、万一受信料の未収が発生した場合は、その後2カ月間は組合から督促し、それでも入金とまらない場合は業界団体の受信料取りまとめからはずされる。このため、この組合員に対するNHKからの集金事務手数料は発生せず、当該組合員は事業所割引のみ摘要された割高な受信料を直接NHKに支払うこととなる。

今回説明のあった内容については、NHK内部でブロックごとに各放



しNHK営業局から長ら3氏が出席

送局営業部の担当を集めて説明会が行われる。NHKのブロックごとの打ち合わせ日程は、2/12 近畿、2/16 北海道、2/17 関東、中国・四国、2/18 東北、2/20 九州、2/24 中部、東海、北陸。これまで、地方の営業担当者により対応が異なるとの指摘が寄せられていたが、これにより、NHK本部の説明と地方の担当者の考えや対応の違いがないように徹底していく。

大分・別府ならではの
全国大会は「元気大会」

大会登録目標数を示す

6月16日開催の全旅連全国大会について、大分県組合掘事務局長が「大分県ならではの「元気大会」にしたい」とあいさつ。大会登録目標数が示しながら、参加協力と呼びかけた。

大会開始時間はゆっくり昼食を済ませてから参加してもらうよう、例年より30分遅らせ、14時からとし、交通案内や部屋割りについては事前に各組合宛にメールにて連絡をするという。

最後に全旅連活動について全旅連事務局報告が行われた。3月末でメ切となる第12回人に優しい地域の宿づくり賞の応募を呼びかけたほか、この4月から3カ月間にわたり行われるC→REX端末機設置キャンペーンについて説明。これは、2009年4月1日から6月30日の間に全旅連C→REX端末機の申込みがあり、8月31日までに設置が完了した組合員施設の端末機1台につき10,000円を端末機設置協力金として、各都道府県組合に支払うもの。詳細については、追って各都道府県組合に通知する。

振興事業の貸付利率を引き下げ

観光圏整備法で2億7000万円の設備資金

セーフティネット貸付の融資制度を拡充

日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）の平成21年度生活衛生資金貸付の予算案等説明会が2月10日、東京・港区の全国生衛会館で行われた。

組合のメリット感強まる

平成21年度日本公庫・生活衛生資金貸付の予算案は前年度同額の1750億円だが、貸付制度の改善が行われ、特に振興事業の改善では貸付利率がさらに引下げられた。

これは、貸付対象者は、生活衛生同業組合の組合員が自ら事業計画書を策定し、組合の検証を受けた組合員となっている。事業計画書に記載する事項は事業の目的、計画期間、経営目標（売上高または経営利益の一定水準以上の上昇）などとされている。都道府県生活衛生同業組合における検証は日本政策金融公庫の申込手続前に受ける必要がある。

また、振興事業貸付では、振興事業の申断者（組合脱退者）にかかる措置が設けられた。低金利の融資を受けることのみを目的に一時的に組合に加入し、融資後に組合を脱退するという不適正な利用を排除するための、平成21年4月以降に特別利率を適用した貸付先について、貸付後に組合を脱退したことに

より、振興計画に基づく事業が実施できないと認められた場合は特別利率の適用を解除し、基準利率を適用するというもの。

「整備法」での特例措置

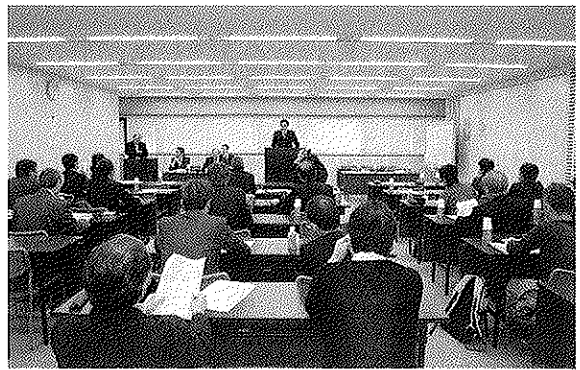
また、「観光圏整備法」に基づく特例措置が創設された。これは国土交通大臣から「観光圏整備実施計画」の認定を受けた旅館業者が、宿泊に関するサービスの改善および向上に必要な施設に関する事業を行うために必要とする設備資金について、2億7000万円まで融資するというもの。貸付後5年間の貸付利率を「特別利率C」とし、貸付期間は20年以内となっている。

生衛セーフティネット貸付

日本公庫の生活衛生融資では特別貸付として生活衛生セーフティネット貸付を行っているが、政府の第2次補正予算においてその内容が大幅に改善された。

同貸付は、社会的・経済的環境の変化や、金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに影響を受けている生活衛生関係業者を支援するためのもので、「経営環境変化資金」と「金融環境変化資金」を取扱っている。内容は次のとおり。

◇経営環境変化資金＝貸付対象者は社会的・経



日本公庫の生活衛生資金貸付の予算案等の説明会は2月10日、全国生衛会館で行われた

済的環境の変化などにより、現在業況が悪化しており、中長期にその回復が見込まれる場合で、具体的には①最近の決算期における売上高が、前期に比べて5%以上減少している②最近3カ月の売上が前年同期を下回り、今後も売上の減少が見込まれる③最近の決算期における純利益額が、前期と比べて悪化している④社会的な要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障をきたしている——場合となっている。

資金用途は諸経費支払などの運転資金で、融資額は5700万円以内（振興事業資金とは別枠で）。返済期間5年以内。特に必要な場合8年以内。うち据置期間は1年以内、特に必要な場合は3年以内。

利率は基準利率だが、最近の売上高、売上高総利率または売上高営利益率が前期と比べて3%以上減少している場合は「基準利率-0.3%」が適用される。

◇金融環境変化資金＝金融機関との取引状況の変化などにより、現在資金繰りに困難をきたしており、中長期的にその改善が見込まれる場合で、具体的には①取引金融機関が業務停止命令を受けていた

り、実質的に経営破たんの状態などにある②金融機関からの借入金利率が上昇している、または借入総額に対する担保の設定額の比率が上昇している③取引金融機関から借入残高の減少・約定返済を超える弁済・当座預金の解約などの要請または取扱をうけている——などとなっている。

用途は諸経費支払などの運転資金。融資額は別枠4000万円以内（他の貸付制度とは別に利用できる）。返済期間や据置期間、利率は前者と同じ。

中小企業セーフティネット貸付

また、日本公庫は中小企業事業においても、金融不安および景況悪化等の影響により、売上または利益が減少している中小企業に対する相談体制を一層強化するため、1月30日から特別相談窓口を設置するとともに、セーフティネット貸付等の融資制度の拡充等を実施している。資金用途は運転資金と設備資金で貸付限度額は、経営環境変化対応資金は7億2000万円、金融環境変化対応資金は別枠3億円としている。なお、貸付対象者および利率は生衛セーフティネット貸付と同じ。詳細は日本公庫各支店まで。

雇用状況改善のための緊急対策推進

中小企業緊急安定助成金制度を創設

平成21年度2月6日から要件の見直しへ 支給限度日数の引上げや連続利用を可能に

平成20年度第2次補正予算の成立で、厚生労働省の助成金に関する予算が発表された。

補正予算は大きく分けて6項目に振り分けられているが、その中で総額の約半分が割り当てられている「雇用状況の改善のための緊急対策の推進」（予算額4048億円）ではさらに、住宅・生活対策、雇用維持対策、再就職支援対策、内定取消し問題への対応――の4つに分けられている。その中で主な旅館・ホテルに関する雇用維持対策は次の通り。

◇雇用維持対策＝従来の雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度を創設した。世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当もしくは賃金等の一部を助成する。

具体的な見直しは、支給要件の確認方法の緩和で、生産量が前年同期または直前カ月と比較して5%以上減少していることという生産量要件につい

て、これまでは生産量でみることを原則としていたが、今後は「売上または生産量」のどちらかの指標を用いてもよいことになった。

また、見直しでは、休業等（休業および教育訓練）規模要件が廃止された。暦日または賃金締切期間における休業等を行った日の延日数が所定労働延日数の20分の1以上である必要があったが、この要件を廃止し、「休業等日数に応じて」助成する。

さらに、支給限度日数が引き下げられた。改正前は、3年間で200日（最初の1年間で100日を限度）だったものが、改正後は3年間で300日（最初の1年間で200日を限度）とされた。また、改正前は、制度利用後1年間を経過するまでの期間は再度制度を利用することはできなかったが、改正後は連続した利用を可能とした。

また、短時間休業の助成対象範囲も拡充された。従前の「従業員が一斉の短時間休業（1時間以上）を行った場合」に加え、「従業員毎に短時間休業を行った場合」も助成の対象とするというもの。

なお、支給をうけることのできる額は①「休業および教育訓練の場合」は休業手当または賃金に



21年の生活衛生資金貸付は予算案と雇用関係の助成金制度を理事会で島村専務理事が詳細に説明した



相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の5分の4。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となる。教育訓練を実施した場合は、訓練者として1人1日当たり6000円を加算。②「出向の場合」は出向元事業主の負担額（出向元事業主の負担額が、出向前の通常賃金の2分の1を超える時は2分の1が限度となる）の5分4。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となる。

「支給限度日数」は、休業および教育訓練を実施する場合は、対象期間内に実施した休業および教育訓練、出向を実施する場合は、対象期間内に開始した出向が支給対象となり、①または②の額の支給を受けることができる。ただし、休業および教育訓練を実施する場合、3年間で300日（最初の1年間は対象被保険者×200日分）が限度となるので、これを超える休業および教育訓練については支給の対象とならない。

他の各種雇用維持奨励金

◇派遣先による派遣労働者の雇入れの支援＝派遣可能期間の満了前に派

遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給（1人100万円＝有期雇用の場合50万円、大企業は半額）することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。

◇年長フリーター等の支援のための奨励金を創設＝年長フリーター等（25～39歳）を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給（中小企業1人100万円、大企業50万円）することにより、今後3年間で集中的に年長フリーターおよび30代後半の不安定就労者の雇用機会の確保を図る。

◇内定取消し問題への対応＝内定を取り消された学生等への就職支援等を強化していく。企業名の公表も含め、企業に対する指導を徹底するとともに、採用内定を取り消された就職未決定者を正規雇用として採用した中小企業に1人当たり100万円（大企業50万円）を特例的（年長フリーター支援のための奨励金の対象に特例的に追加するということ）に支給する。

このほか、中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援として特定求職者雇用開発助成金制度もある。

観光庁 アクションプラン

22年度末までの
行動計画

観光庁は1月28日、「観光庁アクションプラン」を発表した。観光庁の業務改革を含む主要業務を総ざらいし、7本の柱のもとに、22年度末までの行動計画を示した。新規施策も盛り込んだアクションプランの項目は次のとおり。

①インバウンドの推進
②アウトバウンドの推進
③国内観光旅行の振興（日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を2010年度までに4泊）
④国際会議の誘致開催
⑤観光産業の国際競争力の強化
⑥観光統計の充実
⑦観光庁ビジョンの実現に向けて（新しい意識と組織文化の創造）。

当面の対象期間は、実施した施策の効果が表れ、一定の評価が可能となる2年間としている。この中で、「国内観光旅行の振興」と「観光産業の国際競争力の強化」における主な施策は次のとおり。

◇国内観光旅行の振興 = 20年度の取組みとしての「観光圏の整備促進」では、2泊3日以上滞在できる観光地（観光圏）の整備促進を図るとともに観光圏整備に向けた地域の取組みを支援する（20年度は16地域を支援）。また、各観光圏の目標達成に向け、事業内容を定期的に見直し、

成果の出る取組みを重点的に支援していく。支援に当たっては、観光地における環境保全にも配慮する。また、観光地づくりの担い手となる人材育成への支援も行う。

次に、21、22年度の取組みとして、「CS（顧客満足）の推進」に取り組む。国内観光振興のコンセプト（2泊3日以上の旅における顧客満足度の向上を目指し、リピート需要を定着させるというもの）の具体的なイメージ（意識、役割分担、経済効果、好事例等）を明確にし、長官メッセージ、講演・取材等を通じて浸透させる。また、観光地および宿泊施設のCSを測定する標準的な手法を設定するとともに、CSへの取組み意欲の高い観光地・宿泊施設から順次、CS測定および測定結果に基づく取組改善を実施させる。

「行政・民間・地域が連携して行う施策の推進」では、機運醸成方策、CS向上やリピーター客の確保、エコツーリズムなど新しい旅行形態の推進方策等を検討し、役割分担を定め、6月を目途に今後の取組みの方向性をまとめて、関係者で実施していく。

◇観光産業の国際競争力の強化 = 主事業とした「宿泊産業の活性化」では、生産性向上のためのノウハウの抽出・普及を行う。実証事業の実施によりノウハウを抽出し、生産性向上のためのビジネスモデルを20年度内に策定する。また、一般化したノウハウを宿泊業に普及・啓発し、ノウハ

旅館ホテルに米の取引等に係る記録と保存義務づけ

米流通システム検討会の「中間取りまとめ」

昨年、米の不正規流通米問題が発生したが、これは農林水産省の行政対応の問題があったことから、同省では、食品衛生法等関連法律を見直し、その再発防止策に努めることになった。このため、米流通システム検討会を立ち上げ、対応策を検討したが、その「中間取りまとめ」が出された。これによると、米の流通履歴の確認を導入することによって①食品衛生上の危害発生時の迅速な回収や経路遡及②品質に関する表示の適正化③適性かつ円滑な流通の確保のための措置の実施の礎とするとともに、米穀等の取引等に係る情報提供の促進などを図っていくことになった。このことから、旅館ホテル、飲食店の営業者に、米の取引等に係る記録および保存を義務付けていくことになった。品名、数量、年月日、相手側の氏名または名称、産地を記した入荷伝票の

保存（保存期間は3～5年程度を予定）と記録内容等の適正性を担保するための措置（報告徴求および検査、違反に対するペナルティを設置）を求めていく。また、同時に、一般消費者への情報伝達も義務付けていく。米の産地の表示（国産米の場合「米（産地名）」、「米（国産）」などと標記する）、店内（食堂内）での表示、メニューでの表示など。対象品目は米穀、ご飯として提供されるもの、米を主たる原材料とするもの（せんべい、だんご、米粉パンなど）で、店頭で温泉饅頭や団子など自家製のものを販売する場合は、原産表示が必要としている。また、ここでも記録内容等の適正性と担保するための措置を求めていく。今国会で成立したのち、1年後をめざし、記録の保存を、その2年目ぐらいで一般消費者への情報伝達を義務付けていく方針だ。

ウの活用状況等を調査する。必要に応じて追加的な措置を行う。

このほか、宿泊産業の活性化方策として、政策金融や税制、従業員人材育成支援等を通じた宿泊産業の活性化方策について検討する。「産学官の連携による大学における教育体制の充実」として、まず、大学の教育内容の充実を図る。マネジメント層の人材育成のためのカリキュラムのあり方を検討し、モデル事業によ

るモニタリングを通じて内容の改善を目指す。その結果を踏まえ、標準カリキュラムを作成する（22年度まで）。

次に、インターンシップの充実を図っていく。モデル事業の実施等によりインターンシップ実施の円滑化について検討。さらに、モデル事業の結果を踏まえ、インターンシップガイドラインを作成する（22年度まで）。同じく、産業界における人材の育成・活用を目指す。

かんぽの宿一括譲渡問題で陳情

「1施設ごとの競争入札とされたい」

譲渡契約は白紙に戻したが疑惑残した入札

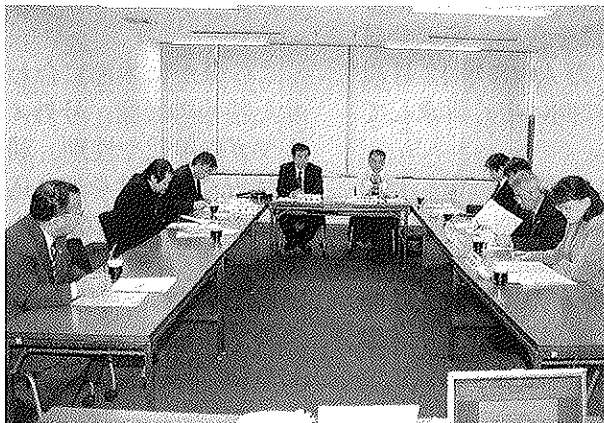
一括譲渡と入札の不透明さなど疑惑が残されたままの売却は許されないと売却凍結を余儀なくされた保養宿泊施設の「かんぽの宿」問題は日本郵政の西川善文社長が2月13日、総務省で、鳩山邦夫総務相と面会し、オリックスの譲渡契約を白紙に戻すことを正式に伝えたことで決着した。

2007年の郵政民営化で誕生した日本郵政が旧郵政公社から承継したかんぽの宿（かんぽの郷は全国各地にあり、ほとんどの宿が観光地の近くに立地している）については、平成24年9月30日までに譲渡または廃止することを法律で義務づけられているものだ。

昨年12月26日、日本郵政は、かんぽの宿の70施設をオリックスに一括譲渡すると発表した。これに対し、全旅連は即座に抗議を行い、1月15日に佐藤会長と全国旅館政治連盟公営宿泊

施設等対策本部の小関吉左衛門本部長が鳩山総務相に『「かんぽの宿」70施設についても、他の“公共の宿”と同等に1施設ごとの競争入札とされたい」とした全旅連会長名による陳情書を手渡した。そして、「一括売却とした公募方針は、地元中小企業が入り込めない仕組みになっており、現在、民営化している他の公共の宿とは一線を画している」と指摘、「人気の高いところは地元の資本が買い取り、地域経済の活性化、雇用促進等の地域振興に生かすべきである」と訴えた。

その後、同対策本部は1月19日に会議を開き、再度陳情を行った。総務副大臣のほか、自民党総務部会の国会議員、また観光産業振興議員連盟の執行部に対し、「入札決定は白紙に戻してほしい」と訴えた。同問題については、2月4日に開かれた正副会長会議でも重要問題として取り上げられ、



公営宿泊施設等対策本部は1月19日に会議を開いたあと陳情を行った

「売却には一段と踏み込んだ要望を」

かんぽの宿で旅政連も問題点指摘

「介護施設等に限定した売却を」の要望なども

全国旅館政治連盟支部長会議では、かんぽの宿譲渡問題が取り上げられ、日本郵政が「かんぽの宿」70施設を一括譲渡したことについては、地元中小企業が入り込めない仕組みになっていることなどを指摘し、公営宿泊施設の売却等に関しては、一段と踏み込んだ要望をしていくべきであるとの意見が多く出された。

要望では介護施設等に限定して売却するか、売却ができなければ更地にするといった処置を考えて



写真上・下＝旅館連支部長会議

もらいたいとの意見もだされた。同問題については、国民休暇村の問題も含め、今後旅館三団体でさらに検討していくことになった。このほか、支部長会議では「JR問題についてもあらためてスポットをあててほしい」、「国内旅行費用の所得控除についての要望を観光産業関連団体と歩調を合わせるなどして強力に促進してほしい」などの要望もあった。



関係省庁に対しても徹底した陳情を行なうべきであるとの意見が出された。

一方、同問題では、70施設のかんぽの宿の総建設費が2400億円であることが1月28日に判明、その一括売却額があまりにも低すぎる109億円で譲渡されることや最初から勝負が決まっている“出来レース（「出来合いのレース」の略）”ではなかつ

たのかといった入札に関する疑惑も大きな問題となった。

13日に西川社長が鳩山総務相を訪ね、白紙撤回を正式に報告したが、日本郵政が総務省へ法律に基づく報告を行ったあと、日本郵政は今後の資産売却の基本ルールを定めるため、専門家による検討委員会を設置していくことになっている。

長寿を祝う家族の宿泊需要の喚起を

楽天トラベルによる集客支援事業も導入

集客力向上に取り組むシルバースター部会

全旅連シルバースター部会常任委員会

全旅連シルバースター部会（野澤幸司部会長）は2月16日、全国旅館会館4階会議室で本年度最後となる常任委員会を開き、平成20年度部会事業中間報告と平成21年度部会事業計画案を議題としたほか、集客事業の拡充・強化を図るため、「人生の節目を宿で祝う」とした家族需要の喚起と『人に優しい宿』の楽天トラベルの新ブランドへの組入れにより集客活動を強化していくことを決めた。

◇「家族で人生の節目を祝う宿泊需要喚起事業」＝2009年度に60歳を迎える男女は230万人、70歳130万人、77歳127万人とされているが、還暦以降の長寿（古希、喜寿、米寿）を祝うイベントによる新規宿泊需要を創造していく。節目を迎える親に旅行（旅館で一緒に過ごす時間）をプレゼントする息子や娘をターゲットとしていくもので、旅館側は、家族が泊まりで祝うムーブメント（流れ）を応援する。シルバースター施設全体で、家族需要を喚起のためのキャンペーンを展開し、「高齢者にやさしい」を「高齢者と家族にやさしい」と再編集し、集客につなげていくことを目指していくが、「希

薄になった家族関係という社会情勢の中で業界からの提案」という社会貢献事業としてマスコミにも働きかけていく考えだ。

PRは、全国のシルバースター施設のフロント・大浴場等へのポスターの貼付、応募はがき付チラシの配布のほか、「宿ネット」や「人に宿サイト」上でのキャンペーンの告知などを展開していく。キャンペーン期間は本年4～8月の5カ月間。毎月20名に宿泊券をプレゼントする。今年度はまた、アンケート取得による消費者の調査を行うなどしてシルバースターの取組みのPRと消費者の反響・ニーズ収集に努める。次年度を個々の全員の主体的参加を促すための実績を作る年度と位置づけている。

◇楽天トラベルによる『人に優しい宿』集客支援事業＝『人に優しい宿（仮称）』を、日本最大の旅行サイト・楽天トラベルのブランドの一つとして取扱ってもらうことにより、集客を図るもの。一過性のものではなく継続した取組みとした楽天トラベルでの新ブランドとなる。

現在、楽天は楽天グループとして社会貢献推進プロジェクトを通して『ちょっといいこと楽天』



さらに集客力向上に取り組んでいくことを決めた常任委員会

というブランドを展開している。例えば「エコ活動推進」「災害復興支援」「エコ梱包・リサイクル」「楽天IT学校」「世界遺産劇場への冠協賛」など様々な切り口でブランド的なものを立てている。『人に優しい宿（仮称）』については、サイトとして楽天トラベル内に立上げ、ブランドとして育てていこうというもの。

全旅連認定という「安心」「安全」を本企画のコアテーマとしていき、インターネット利用者の50～60代をターゲットとしていくが、継続的に取り組んでいく上では、将来シニア層に移行していく30～40代にもアプローチしていく。段階的にPR面などの強化を図っていく方針で、日本最大のネットモール・楽天市場（シニア市場）との連携を含め、楽天会員4,697万人（8年12月現在）に向け広く訴求していく。

『人に優しい宿』は3本の柱で展開する。1つは、温泉効能、バリアフリーなどの「特徴・効能別」で、検索により各宿泊施設へ誘導する。2つ

目はオンライン決済による「プレゼント需要」で、決済を先に済ませて旅行を贈るというもの。3つ目は航空券付の「旅行形態別」。宿泊施設単体以外に航空券付でも販売可能とするもので、「地図」「宿泊日程」「詳細条件」「ANAパック」などから検索を行えるようにしていく。企画ページについては楽天トラベル内の各種の露出導線設置案も示されており、4月中旬～5月下旬をコンテンツ作成、6月から企画実施というリリースまでのスケジュールが予定されている。

全旅連は4月中旬までに未参画施設、新規参画をまとめ、5月上旬までにコンテンツ作成用素材の提供、5月中を部屋出し、宿泊プラン造成などの作業に当たりたいとしている。

このほかに季節に合わせた特集の展開、号外メルマガや年代や性別、利用状況など属性を絞り込んだターゲットメールなど個別プロモーションも随時配信するなどリリース後のプロモーションも充実したものとなっている。

「食中毒発生時の対応マニュアル」を 旅館ホテルの“安心安全”の徹底を

本年度末に2万部作成・配布へ

厚生部会（野澤幸司部会長）は「食中毒発生時の対応マニュアル」を作成していくことを発表した。

同部会では平成19年度には「旅館・ホテル安心安全管理マニュアル」を作成したが、同マニュアルが実際に活用され、旅館・ホテルの従事者が職務を遂行する上で必要な衛生管理上の知識を深めるために、「旅館・ホテル安心安全管理検定サイト（<http://yadokentei.jp/>）」を昨年12月にオープンした。

「食中毒発生時の対応

マニュアル」は“安心安全”を徹底するために、その取組みを充実化したもので、本年度末に2万部を作成する予定。

3月12日開催の厚生部会において現実に即した最終の編集を行い、最新情報を取り入れたものにしていく考えで、厚生労働省との連携を進めていきたいとしている。また、野澤部会長は理事会での席上、さらに“安心安全の徹底”を図る上で、食中毒に関連した諸々のことに対応できる人材の育成にも努めていきたいとの考えも示した。

第12回「人に優しい…」にエントリーを

第12回「人に優しい地域の宿づくり賞」の締切りが迫っています。対象となる事業は平成20年4月1日から平成21年3月31日に実施された活動で、①特性を生かした活動②経済の活性化へ③歴史・文化の振興④環境づくりの推進⑤スポーツの振興⑥福祉の充実⑦国際化の推進⑧その他、人に優しい地域の宿づくり活動と認められるものとなっています。

組合や旅館・ホテルが主催または参加・協力する活動であれば、個人・団体を問わず応募できます。提出書類（応募資料）は応募用紙、参考資

料（新聞記事、冊子、ビデオ等）。実施要領および応募用紙は全旅連公式サイトである「宿ネット」からもダウンロードできます。<http://www.yadonet.ne.jp>

表彰は厚生労働大臣賞、全旅連会長賞、観光経済新聞社社長賞、リクルート「じゃらん」賞、優秀賞、全旅連シルバースター部会長賞となっています。応募並びに問い合わせは全旅連「人に優しい地域の宿づくり賞」事務局まで。

TEL.03-3263-4428

FAX.03-3263-9789

E-mail:ajra@alpha.ocn.ne.jp

JKKが21・22年度の活動で拡充目指す

「会務系」「研修系」で4委員会構成

「なかや旅館」の「37の礎」学んだ勉強会

全旅連女性経営者の会（稲熊真佐子会長）は1月27日、群馬県富岡市の「水車の宿玉屋ホテル」で役員会議と定例会議を開き、総務・会員拡大・広報IT活動の報告、次年度の体制について審議した。

会員拡大では5名の入会があった。また、広報・IT報告では新会員のML案内と登録、HPの更新、広報IT管理用名簿の作成、全旅連ブロックおよび yadomo の広報、青年部全国大会広告作成などの活動が報告された。

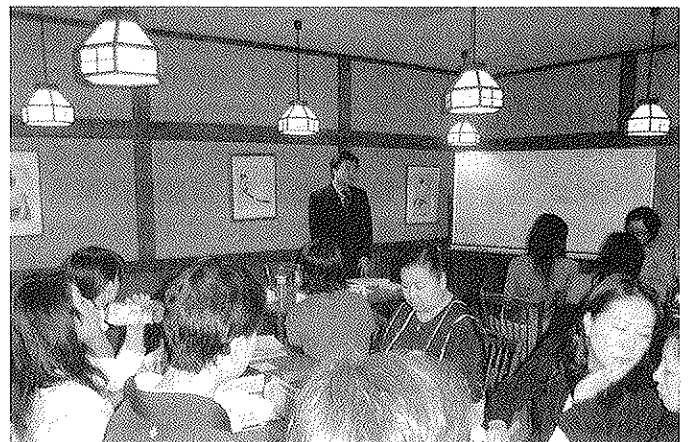
また、平成21・22年度の活動については、大きく分けて会務系委員会（総務・財務委員会、広報・IT委員会）と研修系委員会（エリアスタディ委員会と研修委員会）で構成）において活動する。

会議終了後、勉強会＝写真下＝も開催し、群馬県青年部の「天空の湯なかや旅館」の阿部剛代表取締役が「私がなかやでやったこと」をテーマに

講演を行った。なかやでは「天空の湯なかや旅館」のチームメンバーの目指す価値観を「37の礎（いしずえ）」とし、ここに表現された考え方を従業員らが自分のものとして受け入れ、そしてこの価値観に基づき判断・行動するようにしている。

①自分に与えられた仕事を時間どおりに行い、求められている質や結果以上ものを作り出すというチームワークを重視する——といったことなどを37項目設けている。

また、なかやでは、経営理念「信条～ credo・新しい感動と豊かさの提供」を発表してから旅館で働くスタッフを「キャスト」と呼んでいるという。37の礎の中には、「いつも笑顔で！私達は、ステージの上にいるのですから」私達は、自分の持つ素敵な笑顔で対応することが、お客様をいい気分になせ、幸せをおすすめすることだ、ということを知っています——という項目もある。



5施設の先端経営事例の共通点

ヒューマン的要素と現場や数字の熟知把握

既存の考え方に固執しない経営

ユニークな運営ではなくユニークな経営を

全旅連ビジネスモデル研究部会(野口秀夫部会長)が昨年12月17日に開催したセミナーは、ビジネスモデルの研究事業で視察した5施設の先端経営事例の総括と検証として行われたもので、『まんすりー』では、部会の視察の対象とした観点、そして5施設の特長等を含めた概要(2月号に掲載)につづいて、2回目として6人のパネリストによる“先端経営事例にみられる共通点”に関する意見をまとめてみた。

コーディネーターを務めた松坂健氏(西武文理大学教授)が5施設の視察先解説を行ったあとパネリストの各氏がそれぞれ同施設に共通して言えること、また、全体を通してどのようなことを感じたかについて次のように述べた。

◇佐藤信幸会長=番頭がいて、仲居がいて、料理なら刺身が出て、といった通常の型にはまった経営のあり方ではなく、いわゆるルールにのっていない経営をしているということが印象的であった。また、経営者が自館の良い所探し、強み所探しを楽しんでやっている、つまり、経営を楽しんでやっているという点は全施設を通して言える。さらには、「掃除」がしっかりと行われているとい

うことだ。どの施設も掃除が行き届いており、それが何かを生み何かを変えているように思える。

◇野口秀夫部会長=どの経営者に会っても刺激的な人が多かった。共通する点と言え、どの経営者も「自分の施設」を熟知しているだけではなく「数字」を熟知把握していること、どの経営者にもコンビを組む人がいるということ、特長のある経営(運営ではない)をしているという3点だ。「夢」と「経営」と顧客満足(CS)のバランスをどのようにうまくとるかは大切なことだが、視察した施設からは学び取れるところが多かった。

◇松田賢明副部会長=平均的なことをやっても面白くない。経営理念を作るときは異端的でなくてはならないと思う。どの経営者も自分に合った“物差し”を作って、それを上手に使いこなしているという印象が強い。しかし、モデルは尺度である。誰が作ってもこれをやれば商売が成立するというモデルはありえないと思う。5施設の経営者が社員とよく話し合っている点が優れていることだ。従業員を通してお客からの情報を的確にキャッチし、レポートしてもらうための情報を社員にリリースしている点だ。



コーディネーターの松坂氏とパネリストの右から佐藤、野口、松田、佐久間、石田、岩井の各氏



◇佐久間克文委員=どの経営者も「数字」の把握に努めていることは共通している点だ。また、これはヒューマンモデルとしても言えることだが、それぞれの経営者がある思いをもって自分の宿の経営に携わっているということ。ビジョンをもって方向性を決めたら、それに向かって突き進んでいく。氾濫する情報の中にあっても、あるいは流行に逆らっても自分自身の考えには逆らっていない点だ。

◇石田浩二委員=ヒューマンモデルとしての部分を一番感じた。それは、経営者が自分の立つ位置についてしっかりと捉えているという点だ。自分がどの方向へどのようにもっていきたいのかを明確に持っているということ。ビジネスモデルでは規模も、資金の投入も、環境もみな違うものであり、これがいいと思って真似をしても成功はしないものだが、明確なターゲットを自分に絞って進むという信念の経営はぜひ見習いたいと思っている。「お客さまは神様ではない。私が神様だ」といっていた経営者にも会ったが、それだけの自信が持てるのはどこからくるのかを考えさせられた。

◇岩井美晴金融特別委員長=先端経営というこ

とで成功している事例だが、共通している点は、どの施設もある段階では悩み尽くした時代があったということ。5施設のみなさんには既存の考え方に固執しなかったことが活路を見出していくことにつながったと言える。社長には威厳を保つことも大事だが、これは今回の視察でも感じたことだが、社長には可愛らしさ、いい意味でのアホになれる力も必要だということ。そこに社員がついてくるし、お客もついてくるように思える。ヒューマン的要素と数字にしっかりと取り組む要素がぴったり合っているそんな風土づくりを目ざすことの大切さを感じることができた。

コーディネーターの松坂氏は最後に「パネリストのみなさんは経営の根本に触れており、ユニークな運営ではなく、ユニークな経営が求められているということを結論としたい」と述べ次のように締めくくった。

「いろいろな状況に対して自分の身のこなしで避けたり、対処したりすることを『変化対応』というが、経営では状況に対して自分が変わって生き残れるようにする『変化適応』が、キリキリ舞いなあの手この手の『変化対応』よりも求められていると言える」。

平成21年経済センサス 基礎調査

7月1日現在で実施

総務省統計局では、平成21年7月1日現在で「平成21年経済センサス・基礎調査」を実施する。

この調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として行うもので、わが国における事業所および企業の活動を調査し、すべての産業分野における経済の構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査を効率的かつ正確に実施するための基礎資料を提供することを目的として実施するもの。

調査は、全国のすべての事業所および企業を対象としており、国や地方公共団体の経済政策や雇用政策などの各種行政施策の基礎資料として、幅広く利用される。調査は、対象となる事業所・企業の規模などに応じて、調

査員調査と国、都道府県、市町村による調査に分けて行われる。

調査員による調査は調査票の配布と回収することで行い、国（総務省）、都道府県または市区町村による調査は調査票を郵送により配布し、記入済みの調査票を郵送またはインターネットで回収して行う。詳細は総務省統計局HPで。

山火事予防と建築物防災週間

3月1日から3月7日まで

平成21年全国山火事予防運動と平成20年下期の建築物防災週間が3月1日から3月7日まで実施される。

山火事予防運動は「見直そう森の恵みと火の始末」を統一標語とし、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資していく。また、建築物防災週間では建築物に関連する防災知識の普及や防災関係法令・制度の周知徹底を図る。

渡邊清一朗経営コンサルタントの 「経営改善講座」

渡邊清一朗経営コンサルタント

「心のものさし」

NHKの大河ドラマがいいですね。上杉謙信、景勝、そして直江兼続。こんな時代だからなおさら、彼らの精神に惹かれるのかもしれませんが、欲・得・利を成就せんがための殺戮や謀略が当たり前であった時代の中で、義の精神を旗印に、忠君愛民を基にする国づくりを実現しようと生き抜いていった漢（おとこ）たちの物語。厳しい時代を生き抜かなければならぬ私たちに、沢山の勇氣と知恵を与えてくれるのではないかと、毎週末が楽しみです。

現実を振り返ってみると、「経済＝欲・得・利」にまつわる話題ばかりに翻弄されてきたといえるかもしれません。経済をまったく無視して生きることは不可能ではありますが、翻弄



されたくはありません。謙信や景勝や兼続のように行かないまでも、ともすると「利のものさし」ばかりで物事を判断してしまう自身を悔い改め、「義のものさし」を少しでも使えるような人生をおくりたいものです。

早いものでこのコーナーを担当するようになって丸3年がたちました。これからも少しでも読者の皆様のためになればと思い研鑽してまいります。

厳しい時代は当面続きますが、一人で悩むことはありません。メールにて相談・質問・感想などをお寄せください。watanabe@yadonet.ne.jp
までどうぞ。

改正省エネ法は経済産業省資源エネルギーのHPで

ホテルは300-400室規模以上が目安

平成20年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）について、このほど、経済産業省資源エネルギー庁では、本改正の内容について広く事業者周知し、理解してもらうために、改正省エネ法に係るホームページを開設し、「改正の背景・趣旨・目的」、「改正の概要」などの改正のポイン

トを分かりやすく紹介している。アドレスは <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

わが国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められている。こうした状況を踏まえ、平成20年5月に省エネ法が改正された。施

行日は平成22年4月1日を予定している（ただし、平成21年4月から1年間のエレルギー使用量の計測・記録が必要となる）。

これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理義務を課していたが、今回の改正により事業者単位（企業単位）のエレルギー管理が義務づけられることになった。

今回の改正に伴い、平成21年4月から企業全体でのエネルギー使用量を把握し、年間のエネ

ルギー使用量（原油換算値）が1,500kl（政令公布時に正式決定）以上となる場合（ホテルの場合は300—400室規模以上が目安となる）には、平成22年度に「エネルギー使用状況届出書」を管轄の経済産業局に提出しなくてはならなくなった。問い合わせは経済産業省資源エネルギー庁の省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課。担当：福田正広、森川賢介。TEL:03-3501-9726 FAX:03-3580-8439。

独自の温泉プロセスで地域の活性化を図る

地域の「コト」を地域が盛り上げる

別所温泉旅館組合

〈長野県〉

〔努力賞〕

別所温泉旅館組合は平成19年5月に上田市で旗揚げされた「安全第一、台本重視の温泉プロセス」で地域を活性化させようと、開催場所の提供や組合員の興行の手伝いなどで協力。見事に、地元住民や観光客に笑いや感動の中でリングを中心としたエンターテイメントから大切なコミュニケーションをつくることに成功した。信州出身のレスラーは「信州りんご」をモチーフにした覆面で登場、試合後の観客との掛け声は「いち、にー、さん、信州〜アップル！アップル！」。興行は7週間毎日曜日連続で行い、トータルで950人を動員。地元放送メディアもこれを取り上げ、県内でも話題のイベントとなった。

ニュースを見た多くの人からも組合に電子メールやファンレターなどが届き、広く、大きなコミュニティーが生まれたほか別所温泉のPRにもつながった。

「地域の『コト』を地域が盛り上げる。持続される地域の盛り上がりは『地域から生まれる』ことをあらためて認識しました」と組合では「信州アップル！ハッスル！ハッスル」と胸を張る。

湯之谷温泉郷が尾瀬ルートを活性化

「魚沼から行く尾瀬」を

大湯・栃尾又旅館組合

〈新潟県〉

〔努力賞〕

湯之谷温泉郷の大湯栃尾又・折立地区・奥只見銀山平の3地区5組合は、平成18年8月に「湯之谷温泉郷・尾瀬ルート活性化委員会」を結成して以来、県魚沼地域振興局と魚沼市の協力を得て、地域活性化を目的に活動している。

中越沖地震の際は「魚沼の元気回復は、湯之谷温泉から」をスローガンに、新たに「食」を考える部会を設置した。19年度は尾瀬国立公園誕生を契機として、6月の尾瀬ルート開通式や9月の“誕生記念”イベントの開催などで「魚沼から尾瀬」を広く内外にPRした。銀山や温泉の歴史文化の勉強や魚沼の食などに関する研究も怠らない。4部会1委員会の構成での活動では、PR・景観部会は、マレットゴルフ人口の拡大、再発見部会は、銀山や尾瀬にまつわる話や地域と温泉の歴史文化を学習して地域の宝物を再発見し発信する。また、食彩部会は、豊かな食材の利用促進や名物料理の開発研究により「食」を通じた活性化を考える。そして、尾瀬ルート活用推進委員会は魚沼から行く尾瀬ルートとの情報の発信に努めている。

感動の体験旅行という地域密着ツアーを

第三種旅行業資格を取得

高山グリーンホテル

〈岐阜県〉

〔努力賞〕

高山グリーンホテルは平成19年5月に岐阜県内初の第三種旅行業資格を取得し、観光素材の豊富な地の利を活かし、今までの企画を一段進めて『感動体験旅行』の名のもとに、より密度の高い地域密着型ツアーを企画造成した。岐阜・長野・富山・石川・福井の5県10市町村に接しているところから多彩な計画を練ることができた。

第三種により、バスを独自にチャーターしての募集企画も立てることができた。白川郷、上高地、飛騨古川三寺まわりの3企画を募集したが、お客にも好評で手応えを感じている。

「四季を通じた現地ならではの企画は、滞在型につながる。また、多様なバリエーションの提供によるリピーターの増加にも期待できる。今後はエージェントのオプションツアーとして旅行の付加価値の創造も考えていきたい」と語る同ホテルでは「現地の各旅館ホテルともタイアップして大手企画商品に採用してもらったり、観光協会のHPなどで情報発信するなど、コンスタントな集客を図ることが必要だ」と地域観光の活性化に意欲的だ。

大家族とわか町を想い旅館の経営を

通学合宿に心をこめて

明日香

〈岐阜県〉

〔努力賞〕

明日香(岐阜県羽島市)は「お客様は家族」をコンセプトとしている小規模旅館。羽島市では市、学校、PTAの協力により、“通学合宿”を実施しているが、その施設にも利用されている。地元の中学生の場合は普通学級で1〜2泊、小学生の場合は特別支援学級のみで1泊の研修となる。1学級ずつ先生と一緒に学校から旅館に帰宅し、一緒に食事や勉強、入浴などをする。PTAの人たちと宿泊して、翌朝通学する。布団の敷き方、履物の並べ方、食事のマナーなどの勉強も忘れない。夏には地方のスイミングスクールの合宿にも利用される。古い旅館だが、大きな家族のように生活できるように工夫している。

食事では羽島産のハツシモをその都度精米して提供。また、喘息の子どもが宿泊する時は、急病などに対応できるようにと事務室で仮眠をとるなどあたたかく子どもたちを見守る旅館でもある。

「私たちの住む羽島市は、すばらしい街だと思ってもらえるようにこれからも頑張っていきたい」と明日香旅館ではそんな気持ちで子どもたちを迎えている。